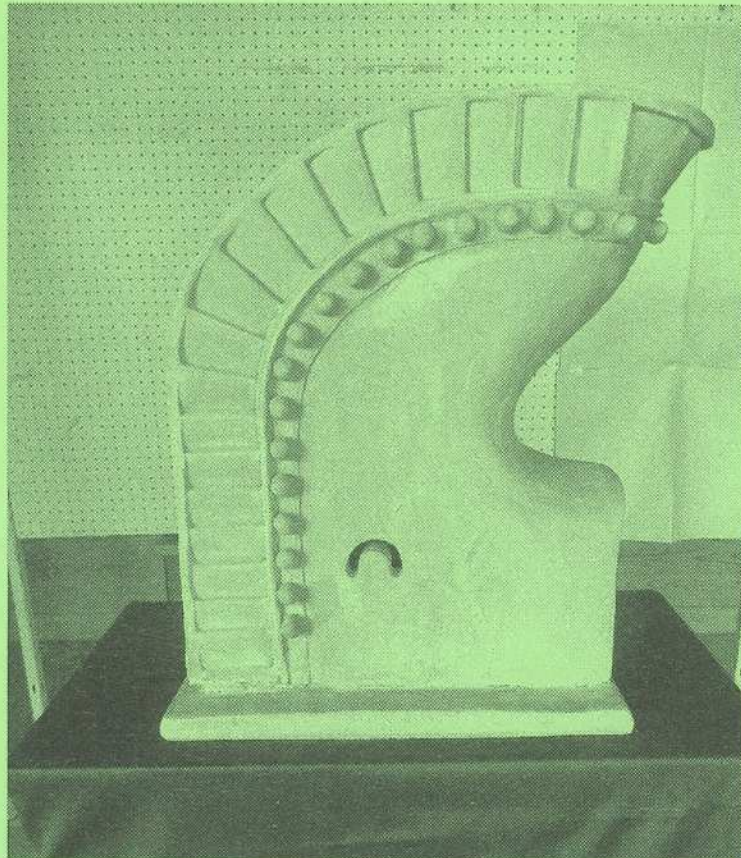


まちづくり協議会 令和3年度総会要項



日時 令和3年5月30日（日）午前10時00分～

場所 中郷公民館体育館

中郷まちづくり協議会

中郷まちづくり協議会 令和3年度総会事項書

- 1 開会の言葉
- 2 協議会長挨拶
- 3 来賓挨拶 来賓紹介
- 4 基本方針 資料 p 2～3
「中郷まちづくり協議会」の運営について
- 5 議長選出
- 6 書記および議事録署名人の選出
- 7 議事
 - 1) 令和2年度中郷まちづくり協議会事業報告について
資料 p 4～6
 - 2) 令和2年度中郷まちづくり協議会会計決算報告
並びに監査報告について
資料 p 7
 - 3) 令和3年度の代議員、部会役員、活動団体選出理事、
の定数（案）について
資料 p 23～24
 - 4) 令和3年度中郷まちづくり協議会の役員
及び監査委員の選出 について
資料 p 24
【協議会役員 新旧交代の挨拶】
○ 前会長挨拶 ○ 新会長 紹介と挨拶
 - 5) 中郷まちづくり協議会の会費 について
資料 p 8
 - 6) 令和3年度事業計画 について
資料 p 9
 - 7) 令和3年度予算 について
資料 p 10
 - 8) 地域計画の変更 について
資料 p 11～13
 - 9) 中郷まちづくり協議会新会則（規約）の施行
及び旧会則（規約）の廃止について
資料 p 14～19
 - 10) 旅費規程の新規施行 について
資料 p 20～21
 - 11) 中郷まちづくり協議会組織の変更 について
資料 p 22
 - 12) その他「ふるさと納税」「ふるさと応援寄付金」及び
「黄色いレシートキャンペーン」の促進について
資料 p 8
- 8 連絡事項
- 9 閉会の言葉

基本方針

中郷まちづくり協議会の運営について

中郷地区は過疎化により、令和3年 1月 1日現在の人口は922名で、65歳以上が439名と48%を占め、今後、益々少子高齢化に伴う人口減少が進むものと思われます。

本年度は、一部変更しました地域計画に基づき、住民の皆様が安全で安心して暮らせるまちづくりをめざし、各種事業に取り組んでまいります。

1 中郷地区が安全で、安心な暮らしが出来るよう対策を講じる。

- ① 地震や台風等の自然災害から身を守る為、日頃からの準備と心構えを各自治会に於いて徹底し、又地域全体においても、訓練や研修を行う。
- ② 防災組織を各自治会において整備し、日常の会議や通知等により住民全体に周知を図る。(防災カルテの整備と緊急要支援者名簿による災害発生時の対応を、自治会長が中心となり全戸に周知する。)
- ③ 地域の危険個所の点検及び避難個所や連絡方法を全戸に周知し、早急に整備が必要な個所があれば、関係部署に申請をする。
- ④ 各家庭にて、防災備蓄品の整備、家具等の転倒防止対策を講じる。
- ⑤ 住宅を極力、耐震補強していただくよう勧める。
- ⑥ 交通事故防止の為の啓発活動(ミルミルウエーブ)を実施する。
- ⑦ 防犯対策として、詐欺被害の防止策等の研修を実施する。
- ⑧ 防災訓練を実施する。

2 高齢者福祉の充実を図る。(高齢者支援事業)

- ① 高齢者交流会を実施する。
中郷地区の宅老所を中心に、高齢者交流会を行います。
各地区(6地区)の集会所に於いて年1回、食事やゲーム、健康体操等を行い健康寿命を延ばすよう支援事業を行います。
- ② 高齢者の見守りを実施する。
見守りが必要な、高齢者宅に年2回、各地区の自治会長が中心となり、見守り活動を行います。

③ 敬老会を実施する。

中郷地区では、まちづくり協議会発足以来、敬老会を実施しています。招待される方を60歳以上とし、招待する方は年齢制限をしておりません。

参加いただいた皆さんが楽しいひと時を過ごし、健康寿命を長く保っていただけるよう、地域の皆様と共に取り組んでいきたいと考えています。

3 世代間を超えた交流、連携を行う。

- ① 諸行事をコミュニケーションの場とし、地域の小学生や幼稚園児と老人会との交流を積極的に行います。

4 遊休農地の活用を図る。

中郷地区は高齢化の進展に伴い、遊休農地が増加しています。この農地を柚子の圃場とし、地元産の柚子を使った食品を開発し農地の保全、農業の再興、特産品の開発により、地域住民の勤労意欲の向上を図りたいと考えています。

中郷まちづくり協議会事業報告

令和 2 年度

部会名	事業概要	実施日	実施機関
暮らしを守る委員会	敬老会（記念品配布） 高齢者交流会 福祉用品の購入	9月12日 年間 年間	実行委員会 自治会等 社協協賛
暮らしを守る委員会	交通安全啓発運動 （ミルミルウエーブ）	7月13日	自治会等
生きがい学習委員会	花火大会	8月8日	育成会
生きがい学習委員会	グラウンドG. 大会	8月22日	体専委員会
生きがい学習委員会	公民館講座の促進 地域活動促進 社会見学 おせち料理作り しめ縄作り	年間 年間 中止 12月18日 12月23日	公民館 公民館 公民館 公民館 公民館
生きがい学習委員会	盆踊り大会 グラウンドG・大会 文化祭（展示、大正琴）	中止 3月10日 2月26日	まちづくり協議会 まちづくり協議会
地域活性化委員会	柚子の里づくり	年間	農地活用事業
特別委員会	活動施設整備 地域環境の整備 （防犯灯修理等）	年間 年間	役員会 滝之川地区 釜生田地区
総務	まちづくり協議会総会	5月31日 （書面議決）	役員会 事務局
その他	防災カルテの整備	年間	自治会等

令和2年度中郷まちづくり協議会事業経過報告

- R 2.4. 3 自治会長会
- R 2.4.10 まちづくり協議会会計監査
- R 2.5.26 長生会役員会
- R 2.5.31 まちづくり協議会総会（書面議決）
- R 2.6. 2 自治会長会
- R 2.6.11 長生会滝之川古墳草刈り
- R 2.6.15 公民館草刈り
- R 2.6.20 活性化協議会草刈り
育成会役員会
- R 2.6.23 長生会役員会
- R 2.6.24 農地活用委員会 柚子畑管理作業
- R 2.6.27 活性化協議会 草処理
体専委員会
- R 2.7.13 交通安全啓発運動（ミルミルウエーブ）
自治会長会
- R 2.7.22 長生会グラウンドゴルフ大会
長生会役員会
- R 2.7.29 三重県警訓練
- R 2.8, 5 自治会長会
- R 2.8. 6 長生会 滝之川古墳草刈り
- R 2.8. 8 育成会花火大会
- R 2.8.22 体専グラウンドゴルフ大会
- R 2.8.29 育成会役員会
- R 2.9.10 自治会長会 釜生田地区高齢者見守り訪問
- R 2.9.11 宮野地区高齢者見守り訪問
- R 2.9.12 敬老記念品配布 森本地区高齢者見守り訪問
- R 2.9.14 農地活用委員会 柚子畑草刈り
- R 2.9.15 矢下 高齢者交流会 矢下地区高齢者見守り訪問
- R 2.9.23 公民館草刈り 長生会役員会
- R 2.10.2 長生会奉仕作業（グラウンド整備）
- R 2.10.6 長生会 滝之川古墳草刈り作業
- R 2.10.8 宮野地区 高齢者交流会

- R2.10.10 活性化協議会 中村川草刈り作業
- R2.10.12
- ~10.13 農地活用委員会 柚子収穫作業
- R2.10.28 長生会グラウンドゴルフ大会、役員会
- R2.11. 7 活性化協議会 しびの里道、なめり湖整備作業
- R2.11.13 森本地区 高齢者交流会
- R2.11.14 育成会 親子防災教室
- R2.11.24 長生会役員会
- R2.11.28 活性化協議会 滝之川城整備作業
- R2.12. 3 長生会 豊地幼稚園との交流会
- R2.12. 9 滝之川地区 高齢者交流会
- R2.12.14 長生会中郷神社清掃、役員会
- R2.12.20 体育館大掃除
- R2.12.22 調理室大掃除
- R3. 1.14 釜生田 高齢者交流会
- R3. 1.21 合ヶ野 高齢者交流会
- R3. 1.24 長生会と育成会との交流会
- R3. 1.26 長生会役員会
- R3. 2. 4 税務申告（確定申告）
- R3. 2.10 スクールバス説明会
- R3. 2.20 活性化協議会会議
- R3. 2.21 防災訓練
- R3. 2.26 文化祭（作品展示と大正琴演奏）
- R3. 3. 9 農地活用委員会
- R3. 3.10 長生会役員会
- R3. 3.17 公民館草刈り作業
- R3. 3.19 公民館運営委員会
- R3. 3.20 活性化協議会 なめり湖公園清掃活動
育成会新旧役員会
- R3. 3.22 矢下柚子畑剪定作業（農地活用委員会）
- R3. 3.23 長生会新旧役員会
- R3. 3.25 自治会長会（新）

令和2年収支会計決算報告

☆収入の部 (令和2年4月1日～令和3年3月31日) 単位 円

項 目	予算額	決算額	(増) 比 較(減)	備 考
協議会費	325,000	324,000	1,000	会費1,000円×324戸
市交付金	1,040,000	1,040,000		松阪市より
敬老事業交付金	255,000	255,000		松阪市より
委託料 補助金	270,000	270,000		松阪市社協 嬉野地区福社会
雑収入	280,000	156,488	123,512	協賛金等 貯金利息8円
繰り越し	391,714	391,714		前年度繰越金
収入合計	2,561,714	2,437,202	124,512	

☆支出の部

項 目	予算額	決算額	(増) 比 較(減)	備 考
暮らしを守る委員会	480,000	496,895	16,895	
敬老会	250,000	216,720	33,280	敬老記念品
高齢者支援事業	60,000	117,661	57,661	高齢者交流会
福祉事業(1)	40,000	38,377	1,623	高齢者見守り用粗品
福祉事業(2)	60,000	57,581	2,419	歳末たすけあい事業
防災事業	70,000	66,556	3,444	防災訓練及び備蓄品、資材等
生きがい学習委員会	975,000	391,824	583,176	
育成会	35,000	10,285	24,715	長生会との交流会他
体育専門委員会	50,000	10,111	39,889	グラウンドゴルフ大会
公民館	290,000	296,590	6,590	公民館事業
盆踊り	120,000	0	120,000	
体育祭	240,000	34,518	205,482	賞品他
文化祭	240,000	40,320	199,680	啓発品他
地域活性化委員会	80,000	80,569	569	
活性化事業				
耕作放棄地活用	80,000	80,569	569	柚子栽培資材、薬剤等
特別委員会	90,000	141,094	51,094	
環境整備事業	30,000	81,094	51,094	環境整備用資材等
防犯灯改善事業	60,000	60,000		滝之川、釜生田防犯灯整備
総務	936,714	630,582	306,132	
事務費	50,000	29,549	20,451	事務用品
雇用費	601,800	601,033	767	事務局手当
予備費	284,914	0	284,914	
支出合計	2,561,714	1,740,964	820,750	

収入合計 2,437,202円 支出合計 1,740,964円＝ 696,238円 繰越額 696,238円

会計監査報告

令和2年度中郷まちづくり協議会会計について、4月7日(水)に監査を実施しましたところ、関係帳簿、関係書類及び現金保管等、適切に処理されていた事を認め、ここに報告します。

令和 3年 4月 7日

中郷まちづくり協議会監査委員

小西 浅男

小森 時男



〈令和3年度中郷まちづくり協議会総会資料〉

議事3)

- 令和3年度の代議員、部会役員、活動団体選出理事、の定数 については、別紙 p 23～24 のとおり。

議事4)

- 令和3年度中郷まちづくり協議会の役員及び監査委員の選出 については、別紙 p 24 のとおり
但し、書記については、事務局が行う。

議事5)

- 中郷まちづくり協議会会費 について
まちづくり協議会は会員より会費として
年額1,000円を徴収する。(旧、公民館協力金)
別紙 p 8 のとおり

議事8)

- 地域計画の変更 について
別紙 p 11～13 のとおり

議事9)

- 中郷まちづくり協議会新会則(規約)の施行 及び
旧会則(規約)の廃止について
別紙 p 14～19 のとおり

議事10)

- 旅費規程の新規施行 について
別紙 p 20～21 のとおり

議事11)

- 中郷まちづくり協議会組織の変更 について
別紙 p 22 のとおり

議事12)

- その他
○ ふるさと納税、ふるさと応援寄付金の促進について
p 8
松阪市では他地区に住所を持つ地域出身の方に「ふるさと納税」を、他に「ふるさと応援寄付金」をお願いし、賛同して頂いた場合、規定額を住民協議会に上乘せするという事になっていきます。親戚の方やお知り合いがおられましたらご紹介下さい。
皆様のご協力をよろしくお願いします。

- 黄色いレシートキャンペーンの推進について

松阪市のマックスバリュー(川井町店)では毎月11日、その店で買いものをすると必ず黄色いレシートが発行されます。黄色いレシートが出されてきましたら是非そのレシートを「中郷まちづくり協議会」の箱の中に入れて下さい。そのことにより当協議会には協賛金が配分されます。尚、令和2年9月～令和3年2月の実績は159,202円でした。

(協賛金は1,600円)

今後共皆様のご協力をよろしくお願いします。

中郷まちづくり協議会事業計画



令和3年度

部会名	事業概要	実施日	実施機関
防犯防災部会	交通安全啓発活動 防災訓練 防災カルテの整備 防犯灯の整備	7月 2月 年間 年間	役員等 実行委員会 自治会等 自治会等
健康福祉部会	敬老会 高齢者交流会 高齢者見守り活動	9月 年間 年間	実行委員会 自治会等 役員等
教育文化部会	親子ボウリング大会 盆踊り大会 花火大会 親子体験教室 文化祭 長生会との交流会	6月 8月 8月 11月 11月 1月	育成会 実行委員会 育成会 育成会 育成会 育成会
体育部会	グラウンドゴルフ大会 地区民運動会 なめり湖ウオーキング ボーリング大会	8月 10月 11月 2月	体専委員会 体専委員会 体専委員会 体専委員会
地域活性化部会	なめり湖桜まつり うれしの天白縄文祭 柚子の里づくり	4月 11月 年間	活性化協議会 活性化協議会 農地活用委員会
環境美化部会	環境パトロール (不法投棄の処置) クリーン作戦	年間 5月	自治会長 自治会等
公民館部会	公民館講座の促進 地域活動促進 社会見学 しめ縄、おせち作り	年間 年間 年間 12月	公民館 公民館 公民館 公民館
自治会部会	地域計画の推進 空家バンクの推進 自治会事業の推進	年間 年間 年間	役員会等 役員会等 各自治会
総務部会	まちづくり協議会総会 嬉野カトリックの家 (ふれあい祭り、協力)	5月 9月	役員会等 自治会等

令和3年度収支予算

☆ 収入の部

単位 円

項 目	予算額	前年決算	(増)比較(減)	備 考
協議会費	320,000	324,000	4,000	会費1,000円×320戸
住民自治協議会活動交付金	1,404,000	1,295,000	109,000	市交付金
委託料 補助金	300,000	270,000	30,000	社協130,000円、福祉会170,000円
雑収入	125,000	156,488	31,488	協賛金
繰り越し	696,238	391,714	304,524	前年度繰越し
収入合計	2,845,238	2,437,202	408,036	

☆ 支出の部

項 目	予算額	前年決算	(増)比較(減)	事業番号	備 考
公民館部会	400,000	296,590	103,410	1	公民館関係事業
(小計)	400,000	296,590	103,410		
防犯防災部会	70,000	66,556	3,444	2	防犯防災関係事業
(小計)	70,000	66,556	3,444		
健康福祉部会	250,000	216,720	33,280	3	敬老事業
	90,000	117,661	27,661	4	高齢者支援事業(宅老)
	60,000	57,581	2,419	5	福祉事業(歳末助け合い)
	40,000	38,377	1,623	6	高齢者見守り事業
(小計)	440,000	430,339	9,661		
教育文化部会	120,000	0	120,000	7	地域事業(盆踊り大会)
	240,000	40,320	199,680	8	地域事業(文化祭)
	35,000	10,285	24,715	9	育成会事業
(小計)	395,000	50,605	344,395		
体育部会	240,000	34,518	205,482	10	地域事業(運動会)
	50,000	10,111	39,889	11	体育関係事業(体専)
(小計)	290,000	44,629	245,371		
地域活性化部会	80,000	80,569	569	12	農地活用事業(柚子)
(小計)	80,000	80,569	569		
環境美化部会	60,000	60,000		13	環境整備事業(防犯灯)
	30,000	81,094	51,094	14	環境整備事業(拠点)
(小計)	90,000	141,094	51,094		
自治会部会	30,000	0	30,000	15	自治会関係事業
(小計)	30,000	0	30,000		
総務部会	50,000	29,549	20,451	16	事務費
	601,800	601,033	767	17	雇用費
	30,000	0	30,000	18	旅費
	368,438	0	368,438	19	予備費
(小計)	1,050,238	630,582	419,656		
支出合計	2,845,238	1,740,964	1,104,274		

※各費目間の流用については、役員の権限において流用できるものとする

中郷地区地域計画

令和3年5月30日

- 1 地域の概要
- 2 地域の現状と課題
- 3 地域の将来像
- 4 地域の目指す姿
- 5 具体的な事業計画
- 6 個別事業計画

1 中郷地域の概要

- ① 地理 ・ 松阪市の北西山間部に位置し、中村川に沿って住居が点在する、水と空気がきれいなまちです。
- ② 歴史 ・ 中郷地区には、恵まれた自然環境と、先人達が築いてきた歴史があり、代表的なものは、平家落武者の里(日川地区)、天白縄文遺跡(釜生田地区)等遠い昔を思い起こさせるまちです。
- ③ 行事 ・ 主な行事として、4月には、なめり湖畔においての桜祭り、8月の盆踊り大会、9月の敬老会、10月の地区民運動会、11月の文化祭、天白縄文祭り等の行事を行っています。
- ④ 年代別人口の推移

	1月1日現在	合計	15歳未満	15～64歳
平成31年	〃	946	68	429
令和 2年	〃	935	67	421
令和 3年	〃	922	69	414

2 地域の現状と課題

- ① 少子高齢化による人口減少により、過疎化が進んでいる。
- ② 住民の48%が65歳以上で、農業の担い手が不足し、遊休農地が拡大している。
- ③ 道路や住宅に、がけ崩れや倒木による被害の発生する地区がある。

3 地域の将来像

地域住民が安全で安心して暮らせるまち

4 地域の目指す姿

- (健康福祉) 健康福祉部会
- ① 高齢者が健康で充実した日々を送れるまち。
 - グラウンドゴルフや健康体操により、健康寿命の長いまちにします。
 - 各地区の宅老所を中心に高齢者の交流を行います。
 - 見守りの必要な高齢者については、計画をたて訪問します。

- (防犯 防災) 防犯防災部会
- ② 安全・安心な暮らしができるまち
- 地震や風水害から身を守る為、防災、防犯訓練を実施します。
 - 子供や高齢者を交通事故から守る為、防止対策を講じます。
 - 災害発生危険地区の対策について、担当官庁と連携し適切に対応します。
 - 高齢者を対象に、詐欺被害の防止策等の研修を実施します。

- (教育 文化) 教育文化部会
- ③ 世代間を超えた、交流、連携ができるまち
- 諸行事をコミュニケーションの場として、活発なまちづくりをめざします。
 - 地域の小学生や幼稚園児と老人会との交流を積極的に行います。

- (地域振興) 地域活性化部会 自治会部会
- ④ 地域の発展と情報が伝達できるまち
- 遊休農地を柚子の圃場とし、地域産の柚子を使って、特徴を生かした食品を作ります。
 - 人口減少対策として、空き家バンク制度を積極的に活用する。

5 具体的な事業計画

■ 分野別の地域計画

(1) 高齢者が充実した日々が送れるまち (健康福祉 健康福祉部会)

事業名	事業内容	実施時期	実施回数	備考
1、敬老会	60歳以上の高齢者を招待し、体育館にて食事、演芸にて接待する	9月	年1回	
2、高齢者交流会	各地区の宅老所の会員を中心に高齢者の集いを実施する	年間	年6回	
3、高齢者見守り活動	一人暮らしを中心に見守りが必要な高齢者宅を訪問する	年間	年12回	

(2) 安全・安心な暮らしができるまち(防犯防災 防犯防災部会)

事業名	事業内容	実施時期	実施回数	備考
1、子供見守り事業	子供の登校時にパトロールを行う	毎月11日	年12回	安全会
2、通学路の安全対策	通学路の危険箇所にはヤリハットシールを貼る	10月	年1回	安全会
3、交通安全啓発運動	子供の登校、通勤時、交通安全啓発運動を行う。	7月	年1回	安全会
4、危険地域の対策	災害発生危険地域への対策を、実施する。(危険な岩石、樹木の処置を担当官庁へ申請する)	年間		合ヶ野 矢下地区
5、防災備蓄品の購入	災害時、孤立の恐れのある地区に食料、水の備蓄を行う。	8月	年1回	合ヶ野、 岩倉地区

(3) 世代間を超えた、交流、連携ができるまち(教育・文化 教育文化部会)

事業名	事業内容	実施時期	実施回数	備考
1、世代間交流事業	幼稚園、小学校と老人会と連携してレクリエーションを楽しみ交流する	12月	1回	育成会
〃	育成会と老人会と連携してレクリエーションを楽しみ交流する	1月	1回	育成会

(4) 地域の発展と情報が伝達できるまち(地域振興 地域活性化部会、自治会部会)

事業名	事業内容	実施時期	実施回数	備考
1、少子高齢化による人口減少対策	松阪市の空家バンク制度を活用し人口減少防止を図る	年間		自治会
2、遊休農地の活用事業	遊休農地に柚子を栽培し、柚子畑の管理と関連食品をつくる	年間	年10回	農地活用委員会

6 個別事業計画

■ 個別事業実施計画

(1)~2	施策名	具体的な地域課題					参考書類
	高齢者支援事業	閉じこもりの高齢者が増加傾向にある					
現状と目的・課題		各地区の宅老所は高齢化に伴い減少傾向にある					
具体的な解決策		地域の集会所で、宅老会員を中心に高齢者交流会を行い、宅老会員の増加を図る					
事業の詳細説明		公民館より昼食をつくり、集会所にて交流会を行う					
年次計画		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	
概算予算		100,000	60,000	90,000	60,000	60,000	
(交付金充当額)		28,802	38,280				
実績		59,391	117,661				

(1)~3	施策名	具体的な地域課題					参考書類
	高齢者見守り事業	少子高齢化に伴い一人暮らしの高齢者が増加している					
現状と目的・課題		6地区に見守りが必要な高齢者が29名おられる為、訪問が必要である					
具体的な解決策		まちづくり協議会会長と自治会長が年2回訪問し、見守り活動を行う					
事業の詳細説明		自宅訪問時に粗品を持参し、見守りを兼ねて訪問する					
年次計画		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	
概算予算		30,000	40,000	40,000	40,000	40,000	
(交付金充当額)		30,000	30,000	34,000	30,000	30,000	
実績		50,346	38,377				

(2)~5	施策名	具体的な地域課題					参考書類
	防災備蓄品の購入	災害発生時の孤立地区の対策					
現状と目的・課題		災害時に土砂崩れ等により孤立の恐れがある地区に食料備蓄品を購入する。					
具体的な解決策		アルファーマ・水の購入(3日分)					
事業の詳細説明		まちづくり協議会の交付金で備蓄品を購入する。					
年次計画		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	
概算予算		36,000	36,000	40,000			
(交付金充当額)		36,000	35,760	40,000			
実績		83,760	35,760				

中郷まちづくり協議会会則

第1章 総則

(名 称)

第1条 本会は、中郷まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 当協議会は、必要なことを地域住民で話し合い、より効果的な「事業」を実施し、安全で安心して暮らせる町をめざし、地域の特性をいかして自律的にまちづくりを行い、持続的な協働の地域づくりを進めることを目的とする。

(区 域)

第3条 協議会の区域は、旧中郷村（旧中郷小学校校区）地区内とする。

(事 務 所)

第4条 協議会の事務所は、松阪市嬉野宮野町43-5 中郷公民館に置く。

(事 業)

第5条 協議会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 基本協定に関する業務
- (2) 防災、防犯、交通安全に関する事業
- (3) 福祉、健康づくり等に関する事業
- (4) 環境美化、環境保全等に関する事業
- (5) 住環境整備に関する事業
- (6) 歴史、文化、伝統継承等に関する事業
- (7) 産業振興等に関する事業
- (8) 生涯学習など公民館活動に関する事業
- (9) 地区住民の交流又は連帯に関する事業
- (10) 地区の団体育成に関する事業
- (11) 地域計画の策定に関する事業
- (12) その他地域づくりに関する事業

(構 成)

第6条 協議会の構成員は、中郷地区に居住する住民及び中郷地区で活動する自治会をはじめ各種団体等とする。

(組 織)

第7条 協議会は、総会、役員会及び部会等をもって構成する。

- 2 協議会に事務局を置く。
- 3 協議会に監査を置く。

第2章 役員

(役員の種類別)

第8条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1～2名
- (3) 書記 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 役員 3～4名
- (6) 監事 2名

(役員の設定)

第9条 協議会の役員は、総会に諮り決定する。

(役員の仕事)

第10条 協議会の役員は、次の職務にあたる。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 書記は、協議会の会務を記録する。
- (4) 会計は、協議会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。
- (5) 監事は、予算等の執行が適正に行われているかを監査し、その結果を総会で報告する。

(役員の仕事)

第11条 協議会の役員の仕事は、1年とする。また再任を妨げないがその任仕事期間は通して8年を超えることは出来ない。

2 役員が任仕事途中で交代があった場合は、その任仕事は前任者の残任仕事期間とする。

第3章 総会

(総会の種別)

第12条 総会は、通常総会及び臨時総会の二種とする。

(総会の構成)

第13条 総会は、地域住民の会員より選出された代議員をもって構成する。

2 代議員の定数は24名以内とし、代議員の選出については、別に定める。

(総会の開催)

第14条 通常総会は年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めた場合

(2) 代議員の3分の1以上の者から、目的たる事項を示して請求があったとき

(3) 構成員の3分の1以上の者から、目的たる事項を示して請求があったとき

(総会の招集)

第15条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から40日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の40日前迄に文書をもって通知しなければならない。

(総会の定足数)

第16条 総会は代議員の2分の1以上の出席（委任状を含む）をもって成立する。

(総会の議長)

第17条 総会の議長は出席した代議員の中から選出する。

(総会の議決)

第18条 総会の議事は出席した代議員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(総会の書面決議)

第19条 会長は、やむを得ない理由により総会を招集することが出来ないと認めるときは、議決を要する事項についてあらかじめ代議員に通知し、代議員が書面により表決する方法により、これを決することができる。

(総会の審議事項)

第20条 総会は、次の事項を審議し決定をする。

- (1) 事業計画、予算、決算の決定に関する事。
- (2) 規約の改廃の決定に関する事。
- (3) 基本協定、地域計画の策定に関する事。
- (4) 役員決定に関する事。
- (5) その他必要と思われる事項に関する事
- (6) 総会は、必要事項を記載した議事録を作成し、議長及び議事録署名人が、署名捺印しなければならない。

(総会の公開)

第21条 通常総会及び臨時総会は、公開を原則とする。

- 2 地域住民は通常総会及び臨時総会を傍聴することができる。その場合、傍聴者は総会における議決権は有しないが、意見等を発言することができる。

第4章 役員会

(役員会の構成)

第22条 役員会は監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の招集と議長)

第23条 役員会は、会長が招集する。

- 2 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の審議事項)

第24条 役員会は、次の事項を審議し決定をする。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 重要事項で、総会を開催できる期間のない緊急を要する事項
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第5章 その他の会議

(理事会若しくは運営委員会の構成)

第25条 理事会(運営委員会)は、部会及び各種団体等より選出された理事で構成する。

2 理事会（運営委員会）の長は、理事より選出する。

（理事会若しくは運営委員会の招集と議長）

第26条 理事会（運営委員会）は理事の長（運営委員の長）が招集する。

2 理事会（運営委員会）の議長は、理事の長（運営委員会の長）がこれに当たる。

（理事会若しくは運営委員会の役割）

第27条 理事会（運営委員会）は、次の事項を調整及び審議し、役員会に諮る。

- (1) 各部会の事業計画及び予算に関する事
- (2) 各部会の実績及び決算に関する事
- (3) その他協議会又は部会の運営に関する事

（部会の構成）

第28条 協議会に、次の部会を置く。また、部会は中郷地区で活動する各種団体及び地区住民より選出された者で構成し、部会長及び副部会長を選出する。
任期は1年とし、再任は妨げない。

- (1) 地区の単位自治会長等で構成される・・・自治会部会
- (2) 地区住民の安心、安全に関する・・・防犯防災部会
- (3) 地区住民の健康、福祉に関する部会・・・健康福祉部会
- (4) 地区の環境美化や保全に関する部会・・・環境美化部会
- (5) 地区の歴史文化、伝統継承等に関する部会・・・教育文化部会
- (6) 地区住民の体育関係等の交流、連帯に関する部会・・・体育部会
- (7) 地区の遊休農地の活用等、町おこしに関する部会・・・地域活性化部会
- (8) 地区の公民館活動に関する部会・・・公民館部会
- (9) 地域計画の策定等その他の事業に関する部会・・・総務部会

（部会の役割）

第29条 部会は、第2条の目的を達成する事業の企画、調整及び執行を行う。

2 部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、次の各号について協議する。

- (1) 各部会の事業計画及び予算に関する事
- (2) 各部会の実績報告及び決算に関する事
- (3) 自治会部会は、基本協定書に関する事。
- (4) その他部会運営等に関する事

第6章 会計及び監査

(経費)

第30条 協議会の経費は、会費、寄付金、委託金、市交付金及びその他収入をもって充てる。

(会計年度)

第31条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計帳簿の整備)

第32条 協議会は、会の収入及び支出を明らかにするため、会計に関する帳簿を整備する。

- 2 構成員による帳簿の閲覧の請求があったときは、正当な理由がない限り、この閲覧を認めなければならない。

(監査)

第33条 監事は会計年度終了後、速やかに監査を実施し、その結果を総会にて報告する。

第7章 その他

※(役員報酬等)

第34条 協議会は、役員に対して報酬等を支給することができる。報酬等の額については、別に定めるものとする。

(委任)

第35条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が役員会に諮り別に定める。

付 則

この会則は、令和3年5月30日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

(規約の廃止)

- 2 平成22年5月23日施行の中郷まちづくり協議会規約は、令和3年3月31日付で廃止する。

中郷まちづくり協議会旅費規定

(趣旨)

第1条 この規定は、中郷まちづくり協議会（以下「協議会」という。）の役員、運営委員、部会員及び会長が特に認める者（以下「役員等」とする。）に支給する旅費について、必要な事項を定めるものとする。

(旅費の支給)

第2条 役員等が、協議会が命ずる旅行をする場合、当該役員等に対し旅費を支給する。

(旅費の種類)

第3条 支給する旅費の種類は、旅行の為に要する車賃、鉄道賃、その他の交通費とする。

(支給額)

第4条 支給額は、自宅から目的地の合理的かつ最短順路によって旅行した場合において、次の各号に掲げるとおり計算する。

- (1) 車賃 自家用車を使用する場合、1回当たり500円を支給する。(但し、嬉野管内は支給しない)
- (2) 鉄道賃 実費を支給する。
- 2 協議会が主催する会議等が同日に重複した場合、いずれか1回分のみ支給する。
- 3 他団体が主催する会議や行事及びその準備等（以下「他団体が主催する会議等」という。）に伴う旅行で旅費が他団体より支給される場合は、旅費を支給しない。

(旅費の申請及び支給)

「月払いの場合」

第5条 役員等が旅費の支給を受けようとするときは、旅行をした日が属する月の末日までに会長に申請しなければならない。

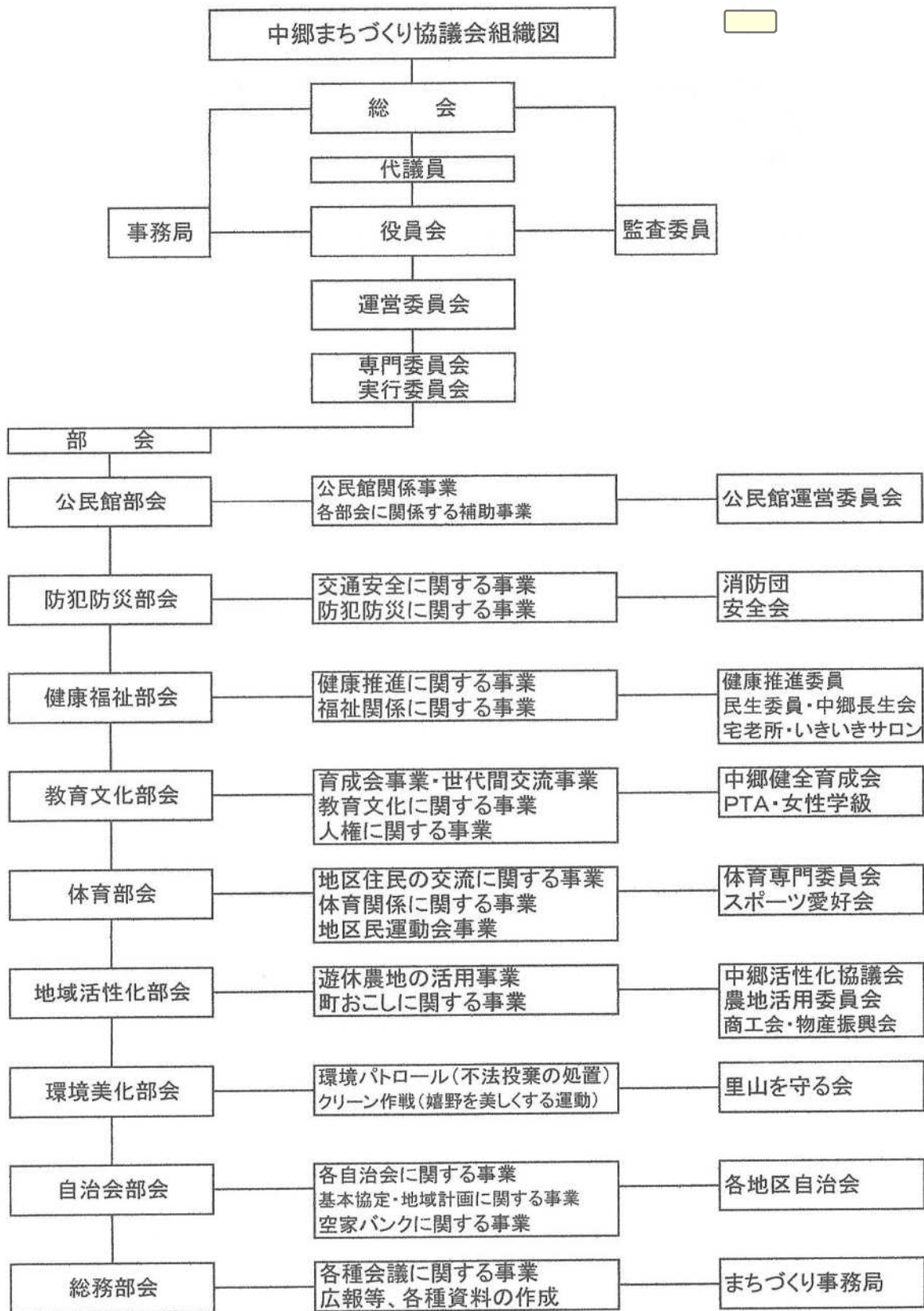
- 2 会長は、前項の申請を受け、支給することが適当であると認められる場合は、翌月10日迄に旅費を支給する。但し、当該月が3月である場合は、3月末日に支給するものとする。
- 3 旅費は、全額通貨で支給する。

「随時払いの場合」

役員等が旅費の支給を受けようとするときは、会長に申請しなければならない。

- 2 会長は、前項の申請を受け、支給することが適当であると認められる場合は、速やかに旅費を支給する。
- 3 旅費は、全額通貨で支給する。

この規定は、令和3年5月30日から施行し、令和3年4月1日に遡って適用する。



☆ 自治会選出代議員

(敬称略)

--

※代議員の定数については、各自治会より会員15名あたり1名を選出する

☆活動団体選出理事

(敬称略)

活動団体名	理事名	理事名	備考
合ヶ野自治会	中嶋 幹郎	辻井 勝美	
矢下自治会	水谷 一美	伊藤 勝	
宮野自治会	久保 清	西川 敏	
滝之川自治会	多賀 吉克	杉山 浩之	
森本自治会	中田 博文	乾 博	
釜生田自治会	花澤 正美	榊原 猛	
消防団	中山 仁志	西川 和伸	
安全会	多賀 斎	中川 政弘	
健康推進委員	久保 美恵	吉村 美子	
民生委員	安藤 幸治	西村 倫也	
長生会	野口 正彦	渡辺 茂文	
宅老所	北浦 久晴	水谷 佳子	
育成会	中村 幸紀	小林 里奈	
PTA役員	小林 里奈	太田 千恵	
女性学級連絡会	前野 妙子	中西かつみ	
体育専門委員会	小森 学	長門 伸次	
活性化協議会	森下 芳郎	榊原 尚	
農地活用委員会	中川 正教	前川 等	
商工会	米田 茂郎	西川 俊暖	
物産振興会	多賀 嘉治		
里山を守る会	西川 正剛	中川 てる	
公民館	野口 正彦	倉田 通江	
まちづくり事務局	長谷川 敏		
☆ 監査委員	小森 時男	小西 浅男	旧役員

※理事の定数については、各活動団体より1～2名とする

☆部会役員

(敬称略)

部会名	部会長	副部会長	備考
自治部会	花澤 正美	水谷 一美	
防犯防災部会	多賀 齋	中山 仁志	
健康福祉部会	安藤 幸治	西村 倫也	
教育文化部会	中村 幸紀	前野 妙子	
体育部会	小森 学	長門 伸次	
地域活性化部会	森下 芳郎	榊原 尚	
環境美化部会	西川 正剛	中川 てる	
公民館部会	野口 正彦	倉田 通江	
総務部会	長谷川 敏	倉田 通江	

令和3年度中郷まちづくり協議会役員名簿

(敬称略)

役 職	氏 名	担当部会	備考
会 長	森下 芳郎	統括	
副会長	花澤 正美	自治会部会 地域活性化部会	新任
書 記	長谷川 敏	総務部会(まちづくり事務局)	
会 計	中嶋 幹郎	総務部会	
役 員	水谷 一美	公民館部会 体育部会	
役 員	久保 清	健康福祉部会 環境美化部会	
役 員	多賀 吉克	防犯防災部会	
役 員	中田 博文	教育文化部会	新任
監査委員	小森 時男		
監査委員	前川 等		新任